

日本獣医生命科学大学大学院学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 日本獣医生命科学大学（以下「本学」という。）大学院は、獣医学、獣医保健看護学及び応用生命科学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(自己評価等)

第1条の2 本学大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、自己評価委員会を常置し、大学院における教育研究活動の状況について、適切な項目を設定して、自ら点検及び評価を行うことに努める。

2 自己評価委員会の組織、権限及び運営に関する事項については、別に定める。

(研究科)

第2条 本学大学院に、獣医生命科学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科は、教育理念及び目的達成のために、獣医学、獣医保健看護学及び応用生命科学領域における技術革新、研究水準の向上に対する社会的要請の高まりに対応できる優秀な人材を世に輩出して社会に貢献することを目的とする。

(専攻及び課程)

第3条 研究科に、次の専攻及び課程を置く。

研究科名	専攻名	課程名
獣医生命科学研究科	獣医学専攻	博士課程
		博士前期課程
	獣医保健看護学専攻	博士後期課程
		博士前期課程
		博士後期課程

(各課程の目的)

第4条 獣医学専攻博士課程は、動物の医療と保健の実践、及び人類の公衆衛生を支援する医学技術を備えた学究を行うと共に、人の倫理に応え、模範となる高度の獣医療専門職、教育者並びに研究者を育成する。

2 獣医保健看護学専攻博士前期課程は、獣医療及びヒトと動物の共生社会に寄与する獣医保健看護学の高度な大学院教育を実践し、生命倫理の理念に

基づく獣医保健学及び獣医看護学に関する専門能力を有する専門職、教育者並びに研究者を育成する。

- 3 獣医保健看護学専攻博士後期課程は、獣医療化及びヒトと動物の共生社会に寄与する獣医保健看護学の先端的な大学院教育を実践し、複雑化・多様化する社会に対応しうる創造力豊かで生命倫理の理念に基づいた将来の獣医保健看護学分野を担う高度の専門職、教育者並びに研究者を育成する。
- 4 応用生命科学専攻博士前期課程は、現在及び近未来の応用生命科学を遂行するために必要な、広い知識と技術能力を備えた動物及び食品科学の専門職、教育者並びに研究者を育成する。
- 5 応用生命科学専攻博士後期課程は、生命科学新時代の開拓者として必要な、先端的で高度な知識と技術能力を備えた動物及び食品科学の高度の専門職、教育者並びに研究者を育成する。

(修業年限)

第5条 博士課程の修業年限は4年、博士前期課程の修業年限は2年、博士後期課程の修業年限は3年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、特に優れた研究業績をあげた者については、獣医生命科学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、特例として博士課程にあっては3年以上、博士前期課程にあっては1年以上、博士後期課程にあっては2年以上在学すれば足りるものとしてすることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、修業年限を1年以上で同項年限未満の期間とすることができる。
- 4 前項の研究科、専攻又は学生の履修上の区分は、次のとおりとする。

獣医生命科学研究科獣医学専攻 博士課程2年修了社会人特別選抜コース

(長期履修学生)

第5条の2 前条第1項の規定にかかわらず、博士課程及び博士後期課程の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する学生（以下「長期履修学生」という。）がその旨を申し出たときは、計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項の長期履修学生に関する必要な事項は、別に定める。

(修了要件)

第6条 博士課程を修了するためには、第5条に定める年数以上在学し、所定の授業科目について30単位以上修得し、必要な研究指導を受け、かつ、研究科の行う博士の学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

- 2 博士前期課程を修了するためには、第5条に定める年数以上在学し、所定の授業科目について30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、応用生命科学専攻博士前期課程の修了要件において、博士前期課程及び博士後期課程を通じて一貫した高度人材養成上の目的を達成するために必要と認められる場合に、前項に規定する修了要件のうち、研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格する修了要件に代わる、次の各号の試験及び審査を行う博士論文研究基礎力審査に合格しなければならない。
- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び基礎的素養についての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力についての審査
- 4 前項の研究科、専攻又は学生の履修上の区分は、大学院獣医生命科学研究科応用生命科学専攻高度人材養成コースとし、博士論文研究基礎力審査に関する必要な事項は、別に定める。
- 5 博士後期課程を修了するためには、第5条に定める年数以上在学し、所定の授業科目について12単位以上修得し、必要な研究指導を受け、かつ、研究科の行う博士の学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
- 6 博士課程において4年以上、博士後期課程において3年以上在学し、所要の科目及び単位を修得し、必要な研究指導を受けたのみで退学した者も、研究科委員会の議を経て学長が許可した場合は、その後において学位論文審査及び最終試験を受けることができる。

(収容定員)

第7条 大学院の収容定員は下記のとおりとする。

専 攻 名	課 程 名	入学定員	収容定員
獣 医 学 専 攻	博 士 課 程	8名	32名
獣医保健看護学専攻	博士前期課程	5名	10名
	博士後期課程	2名	6名
応 用 生 命 科 学 専 攻	博士前期課程	7名	14名
	博士後期課程	2名	6名

第2章 教 員 組 織

(教育、研究指導の担当)

第8条 大学院の教育、研究指導は、研究科の研究指導及び講義担当教員（以下「指導教員」という。）が、これにあたる。ただし、学長が必要と認める場合には、研究科の教員に、研究指導の補助並びに講義及び実験を担当させることができる。

第3章 管理運営組織

(研究科委員会)

第9条 研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、学生の入学、課程の修了、学位の授与、その他教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び獣医生命科学研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長又は獣医生命科学研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 研究科委員会の組織、権限及び運営に関する事項については、本学大学院運営組織規則の定めるところによる。

(専攻委員会)

第10条 研究科委員会に獣医学専攻委員会、獣医保健看護学専攻委員会及び応用生命科学専攻委員会（以下「専攻委員会」という。）を置く。

2 専攻委員会の運営に関する事項については、本学大学院運営組織規則の定めるところによる。

(事務組織)

第11条 大学院の事務処理に関しては、大学の事務局事務部が、これに当たる。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月25日まで

後期 9月26日から翌年3月31日まで

(休業日)

第14条 休業日及び臨時的休業日については、本学学則9条の規定を準用する。

第5章 教育課程等

(教育方法)

第15条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する研究指導によって行う。

(授業科目及び履修上の注意)

第16条 授業科目、単位数及びそれらの履修上の注意については、別表1、別表2、別表3、別表4及び別表5のとおりとする。

- 2 授業科目の単位数は、講義については毎週1時間、演習については毎週2時間、実験及び特別研究については毎週3時間、各15週の授業時間をもって1単位とする。

(履修方法)

第17条 学生は、指導教員の指示によって授業科目を履修し、必要な研究指導を受けるものとする。ただし、その指導教員の許可を得て、研究科の他の教員の指導を受けることができる。

- 2 学部獣医学科において、卒業に必要な単位を超えて修得した単位は、指導教員の許可を得て、博士課程の単位数に加えることができる。ただし、10単位を超えることができない。

(他の大学院における特別履修)

第18条 学生が、国内の他の大学の大学院において、専攻分野に関する授業科目を履修しようとするときは、当該大学と本学との協定に基づき、履修を認めることができる。

- 2 前項の規定により修得した授業科目及び単位数については、10単位を超えない範囲で、これを本学大学院における相当する授業科目及び単位数を取得したものとしみなすことができる。
- 3 第1項に定める特別履修の許可及び第2項に定める単位認定等の申請手続きについては、当該大学と本学との協定に定めるもののほか、研究科の定めるところによる。

(他の大学の大学院又は研究所等における研究指導)

第19条 学長は、学生が、国内の他の大学の大学院又は研究所等において、研究指導の一部を受けることが教育上有益であると研究科において認めるときは、研究科はその定めるところにより、当該大学院若しくは研究科又は当該研究所等との協議に基づき、当該学生が研究指導を受けることを認めることができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学院又は研究所等において研究指導を受けようとする場合に準用する。

(履修科目届)

第20条 学生は、毎学年の始め、指導教員の指導を受けて、当該学年において履修しようとする授業科目を定め、指定の期間内に、所定の様式により届け出なければならない。

(試験)

第21条 授業科目を履修した場合には、試験（以下「科目試験」という。）を行い、合格した者には所定の単位を与える。ただし、担当教員は、平常の成績又は報告をもって試験に代えることができる。

2 科目試験は学期末又は学年末に行う。

3 前項のほか、研究科委員会が特に必要と認めた場合は、追試験を行うことができる。

(受験届)

第22条 学生は、履修した授業科目について単位を取得しようとするときは、指定の期間内に、所定の様式により受験の届け出をしなければならない。

(試験の成績の評価)

第23条 科目試験の成績の評価は、優・良・可・不可の4段階とし、優・良・可を合格とする。

(学位論文)

第24条 学生は、指導教員の指導を受けて、指定の期間内に、所定の様式により学位論文を学長に提出するものとする。

2 学位論文を提出しようとする者は、博士課程にあっては3年以上、博士課程2年修了社会人特別選抜コースにあっては1年以上、博士前期課程にあっては1年以上、博士後期課程にあっては2年以上在学し、所定の単位以上の授業科目を修得した者でなければならない。

(最終試験)

第25条 最終試験は、所要授業科目及び単位数を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文を提出した者について行う。

2 最終試験の期日及び試験の方法については、あらかじめ発表する。

第6章 課程修了の認定及び学位の授与

(課程修了の認定)

第26条 学長が、研究科委員会の議を経て、課程修了の認定を行う。

2 博士並びに修士の学位論文審査及び最終試験の成績の評価は、本学学位規則第9条に定める審査委員会の審査に基づいて、研究科委員会が行う。

3 最終試験の成績及び学位論文審査の評価は、合格及び不合格とする。

(学位の授与)

第27条 大学院の博士課程を修了した者には博士（獣医学）、博士前期課程を修了した者には修士（獣医保健看護学）又は修士（応用生命科学）、博士後期課程を修了した者には博士（獣医保健看護学）又は博士（応用生命科学）の学位を授与する。

第7章 入学、再入学及び編入学

(入学の時期)

第28条 大学院に入学する時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情があると認めたときは、研究科委員会の議を経て、学長が10月1日の入学を決定する。

(入学資格)

第29条 大学院研究科博士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学における修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 大学における医学、歯学又は修業年限6年の薬学を履修する課程を卒業した者
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程（その課程の中に獣医学、医学、歯学又は修業年限6年の薬学の課程が含まれるもの）を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（その課程の中に獣医学、医学、歯学又は修業年限6年の薬学の課程が含まれるもの）を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程（その課程が獣医学、医学、歯学又は修業年限6年の薬学であったもの）を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年4月8日文部省告示第39号）
- (7) 大学における獣医学、医学、歯学又は薬学を履修する課程に在学し、学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学の大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学における獣医学、医学、歯学又は修業年限6年の薬学の課程を卒業した者と同等以上の

学力があると認めた者で、24歳に達したもの

- (9) 外国において、学校教育における16年の課程（その課程の中に獣医学、医学、歯学又は薬学の課程が含まれるもの）を修了した者であって、本学の大学院において大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（その課程の中に獣医学、医学、歯学又は薬学の課程が含まれるもの）を修了した者であって、本学の大学院において大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (11) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程（その課程が獣医学、医学、歯学又は薬学であったもの）を修了した者であって、本学の大学院において大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (12) 本学の大学院において第1号及び第2号に該当する者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 大学院研究科博士前期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者（平成17年9月9日文部科学省告示第138号）
 - (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年2月7日文部省告示第5号）
 - (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学の大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (9) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者

と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

- (10) 外国において、学校教育における15年の課程を修了した者であって、本学の大学院において大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (11) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、本学の大学院において大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (12) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本学の大学院において大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (13) 本学の大学院において第1号に該当する者と同等以上の学力があると認めた者

3 大学院研究科博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者（平成元年9月1日文部省告示第118号）
- (5) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- (6) 本学の大学院において第1号に該当する者と同等以上の学力があると認めた者

（入学志願の手続き）

第30条 大学院の入学志願者は、第44条に定める入学検定料を添えて、指定の期日までに、次の書類を提出しなければならない。

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 入学願書 | 1 通 |
| (2) 履歴書 | 1 通 |
| (3) 卒業又は修了証明書、又はこれらの見込み証明書 | 1 通 |
| (4) 調査書 | 1 通 |
| (5) 半身脱帽の写真（6 カ月以内に撮影したもの） | 1 葉 |
| (6) その他本学大学院で必要と認めた書類 | |

(入学の検定)

第31条 前条の入学志願者については、研究科の定めるところにより、入学検定を行う。

(入学手続き)

第32条 入学の検定に合格した者は、指定の期日までに、保証書その他所定の書類を提出するとともに、入学金及び所定の学費を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第33条 保証人は独立の生計を営む者で、学生に関する一切のことについて、その責に任ずる者でなければならない。

2 保証人が死亡又はその他の事項によりその義務をつくすことができなくなった場合には、あらたに保証人を定めて届出なければならない。

(本籍、住所等変更の届出)

第34条 学生又は保証人が姓名、本籍、住所を変更した場合には、直ちに届出なければならない。

2 学生の姓名、本籍を変更した場合の届出には戸籍抄本を添えなければならない。

(再入学)

第35条 本学大学院の課程の中途において退学した者が、再入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り、選考の上、許可することがある。

(編入学)

第36条 本学大学院の課程に編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、許可することがある。

(再入学及び編入学者の履修科目、単位数、並びに在学期間の認定)

第37条 前2条の規定により、入学を許可された者の、すでに履修した授業科目、修得単位数及び在学期間の認否の決定については、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

第8章 在学年限、休学、復学、転学、留学及び退学

(在学年限)

第38条 学生は、博士課程においては8年、博士前期課程においては4年、博士後期課程においては6年を超えて在学することができない。ただし、休学中の期間はこれに算入しない。

(休学)

第39条 休学期間は、通算して博士課程においては4年、博士前期課程においては

2年、博士後期課程においては3年を超えることができない。

2 前項のほか、休学については、本学学則第29条及び第30条第1項の規定を準用する。

(復学)

第40条 休学者が復学しようとするときは、保証人連署の上、学長に願い出なければならない。ただし、疾病による休学者は医師の診断書を添えなければならない。

(転学)

第41条 他の大学の大学院に転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第42条 外国の大学の大学院への留学については、第19条第2項並びに本学学則第33条第1項及び第2項の規定を準用する。

(退学)

第43条 退学については、本学学則第34条及び第35条の規定を準用する。ただし、学則第35条第3号の規定を除く。

第9章 入学検定料、入学金、授業料等

(入学検定料、入学金、授業料等の額)

第44条 学生の入学検定料、入学金、授業料及び実習費の額は、次のとおりとする。

種 別	金 額				
	獣医学専攻	獣医保健看護学専攻		応用生命科学専攻	
	博 士 課 程	博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
入学検定料	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
入 学 金	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円
授 業 料	年額680,000円	年額680,000円	年額680,000円	年額680,000円	年額680,000円
実 習 費	年額150,000円	年額150,000円	年額150,000円	年額150,000円	年額150,000円

- 2 長期履修学生の入学検定料、入学金、授業料及び実習費の額は、次のとおりとする。

種 別	金 額			金 額		
	長期 履修 期間	獣医学専攻	獣医学専攻	長期 履修 期間	獣医保健看護学専攻 応用生命科学専攻 博士後期課程	獣医保健看護学専攻 応用生命科学専攻 博士後期課程
		博士課程 初年度	博士課程 次年度以降		初年度	次年度以降
入学検定料		20,000円			20,000円	
入 学 金		200,000円			200,000円	
授 業 料	5 年	年額544,000円	年額544,000円	4 年	年額510,000円	年額510,000円
実 習 費		年額120,000円	年額120,000円		年額112,500円	年額112,500円
入 学 金	6 年	200,000円		5 年	200,000円	
授 業 料		年額470,000円	年額450,000円		年額408,000円	年額408,000円
実 習 費	7 年	年額100,000円	年額100,000円	6 年	年額90,000円	年額90,000円
入 学 金		200,000円			200,000円	
授 業 料	8 年	年額392,000円	年額388,000円		年額340,000円	年額340,000円
実 習 費		年額90,000円	年額85,000円		年額75,000円	年額75,000円
入 学 金		200,000円				
授 業 料		年額340,000円	年額340,000円			
実 習 費		年額75,000円	年額75,000円			

- 3 本学出身者及び研究科委員会の議を経て、学長が特別な事情があると認め
た者は、入学金の徴収を免除する。

- 4 在学中、授業料等は、毎年定められた金額を納めるものとする。

(入学検定料、入学金、授業料等の納付)

第45条 入学検定料、入学金、授業料及び実習費は、指定の期日までに納入しなければならぬ。

- 2 毎学年の授業料及び実習費の納期は、4月15日までとする。ただし、授業
料及び実習費は、次の2期に分納することができる。

区 別	種 別	金 額					納 期
		獣医学専攻 博 士 課 程	獣医保健看護学専攻 博士前期課程	獣医保健看護学専攻 博士後期課程	応用生命科学専攻 博士前期課程	応用生命科学専攻 博士後期課程	
前 期	授業料	340,000円	340,000円	340,000円	340,000円	340,000円	4月15日まで
	実習費	75,000円	75,000円	75,000円	75,000円	75,000円	
後 期	授業料	340,000円	340,000円	340,000円	340,000円	340,000円	10月15日まで
	実習費	75,000円	75,000円	75,000円	75,000円	75,000円	

3 長期履修学生の授業料及び実習費の分納は、次のとおりとする。

長期 履修 期間	区分	種 別	金 額		長期 履修 期間	区分	種 別	金 額		納期
			獣医学専攻					獣医保健看護学専攻 応用生命科学専攻		
			博士課程					博士後期課程		
			初年度	次年度以降				初年度	次年度以降	
5 年	前期	授業料	272,000円	272,000円	4 年	前期	授業料	255,000円	255,000円	4月15日まで
		実習費	60,000円	60,000円			実習費	56,250円	56,250円	
	後期	授業料	272,000円	272,000円		後期	授業料	255,000円	255,000円	10月15日まで
		実習費	60,000円	60,000円			実習費	56,250円	56,250円	
6 年	前期	授業料	235,000円	225,000円	5 年	前期	授業料	204,000円	204,000円	4月15日まで
		実習費	50,000円	50,000円			実習費	45,000円	45,000円	
	後期	授業料	235,000円	225,000円		後期	授業料	204,000円	204,000円	10月15日まで
		実習費	50,000円	50,000円			実習費	45,000円	45,000円	
7 年	前期	授業料	196,000円	194,000円	6 年	前期	授業料	170,000円	170,000円	4月15日まで
		実習費	45,000円	42,500円			実習費	37,500円	37,500円	
	後期	授業料	196,000円	194,000円		後期	授業料	170,000円	170,000円	10月15日まで
		実習費	45,000円	42,500円			実習費	37,500円	37,500円	
8 年	前期	授業料	170,000円	170,000円						
		実習費	37,500円	37,500円						
	後期	授業料	170,000円	170,000円						
		実習費	37,500円	37,500円						

4 既納の入学検定料、入学金は、理由のいかんを問わず返還しない。

5 既納の授業料及び実習費は、入学辞退の場合を除き返還しない。

6 休学等出席の有無にかかわらず、授業料及び実習費納入の義務を負うものとする。

第10章 大学院聴講生、大学院研究生、大学院特別研究生、外国人研究生及び外国人学生

(大学院聴講生)

第46条 本学大学院において、特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、選考の上、大学院聴講生として入学を許可することがある。

2 大学院聴講生に関する細則は、別に定める。

(大学院研究生)

第47条 本学大学院において、特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、選考の上、大学院研究生として入学を許可することがある。

2 大学院研究生に関する細則は、別に定める。

(大学院特別研究生)

第48条 本学大学院において、既に修士若しくは博士の学位を取得している者で特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、選考の上、大学院

特別研究生として入学を許可することがある。

2 大学院特別研究生に関する細則は、別に定める。

(外国人研究生)

第49条 外国人で、本学大学院において、特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、研究科において支障のない限り、選考の上、大学院外国人研究生として入学を許可するときがある。

2 外国人研究生に関する細則は、別に定める。

(外国人学生)

第50条 外国人学生は、定員外とする。

2 外国人学生については、入学について別に定めるもののほか、この学則を適用する。

第11章 賞 罰

(表彰)

第51条 表彰については、本学学則第38条の規定を準用する。

(懲戒)

第52条 懲戒については、本学学則第39条の規定を準用する。

第12章 厚生保健組織

(厚生保健組織)

第53条 学生の福利、厚生又は保健等に関する事項は、大学の事務局事務部が、これに当たる。

第13章 雑 則

(規程等の制定)

第54条 この学則の施行に伴う規程等は、別に定める。

(改廃)

第55条 この学則の改廃は、学長を経て、理事会の議決を必要とする。

別表1 大学院研究科獣医学専攻博士課程授業科目及び単位数

専 門 分 野	授 業 科 目	単位数	備 考
基 礎 獣 医 学	獣 医 生 理 学 特 論	9	
	獣 医 生 化 学 特 論	9	
	獣 医 薬 理 学 特 論	9	
	実 験 動 物 学 特 論	9	
	基 礎 獣 医 学 特 別 演 習	6	
	基 礎 獣 医 学 特 別 実 験	6	
病 態 獣 医 学	獣 医 病 理 学 特 論	9	
	獣 医 寄 生 虫 学 特 論	9	
	獣 医 感 染 症 学 特 論	9	
	病 態 獣 医 学 特 別 演 習	6	
	病 態 獣 医 学 特 別 実 験	6	
臨 床 獣 医 学	獣 医 内 科 学 特 論	9	
	獣 医 循 環 器 ・ 腎 臓 内 科 学 特 論	9	
	獣 医 外 科 学 特 論	9	
	獣 医 臨 床 繁 殖 学 特 論	9	
	獣 医 放 射 線 学 特 論	9	
	獣 医 臨 床 神 經 学 特 論	9	
	獣 医 病 態 解 析 検 査 学 特 論	9	
	臨 床 獣 医 学 特 別 演 習	6	
	臨 床 獣 医 学 特 別 実 験	6	
応 用 獣 医 学	水 族 医 学 特 論	9	
	獣 医 疾 病 予 防 学 特 論	9	
	獣 医 公 衆 衛 生 学 特 論	9	
	応 用 獣 医 学 特 別 演 習	6	
	応 用 獣 医 学 特 別 実 験	6	
共 通	特 別 講 義	9	

履修上の注意

1. 原則として、専門分野毎の講義9単位、特別演習6単位及び特別実験6単位、並びに共通の特別講義9単位は必ず履修しなければならない。
2. 専門分野内の複数の授業科目を履修する場合は、必ず指導教員の指示によるものとする。
3. 講義、演習、実験には、通常学年の区別は設けない。

別表2 大学院研究科獣医保健看護学専攻博士前期課程授業科目及び単位数

専門分野	授業科目	単位数	備考
基礎獣医保健 看護学分野	動物看護生理学特論	2	
	分子遺伝学特論	2	
	伴侶動物分子腫瘍学特論	2	
	公衆衛生学特論	2	
	シエルターメディスン特論	2	
	動物微生物学特論	2	
	動物生態学特論	2	
	基礎獣医保健看護学特別演習	4	
	基礎獣医保健看護学特別研究	8	
臨床獣医保健 看護学分野	動物臨床検査学特論	2	
	動物リハビリテーション特論	2	
	動物行動学特論	2	
	動物看護病態学特論	2	
	動物看護臨床学特論	2	
	動物看護代謝学特論	2	
	動物保健看護関連法規特論	2	
	実践動物看護学特論	2	
	臨床獣医保健看護学特別演習	4	
	臨床獣医保健看護学特別研究	8	
共 通	特 別 講 義	4	

履修上の注意

1. 指導教員の担当する特論2単位、特別研究8単位、所属分野の特別演習4単位及び特別講義4単位の計18単位を必修とし、指導教員以外の特論及び所属分野以外の特別演習から12単位以上履修して合計で30単位以上修得しなければならない。

別表3 大学院研究科獣医保健看護学専攻博士後期課程授業科目及び単位数

専門分野	授業科目	単位数	備考
先端獣医保健 看護学	動物生体機構学特別演習	4	
	動物環境科学特別演習	4	
	臨床動物看護学特別演習	4	
	動物生体機構学特別研究	8	
	動物環境科学特別研究	8	
	臨床動物看護学特別研究	8	

履修上の注意

1. 指導教員の担当する特別演習4単位及び特別研究8単位、計12単位を必修とする。
2. 他の特別演習を履修する場合は、必ず指導教員の指示によるものとする。
3. 必修12単位は2年次までに修得し、3年次には博士論文作成に集中することが望ましい。

別表4 大学院研究科応用生命科学専攻博士前期課程授業科目及び単位数

専門分野	授業科目	単位数	備 考
細胞機能科学	分子生理機能学特論	2	
	動物生殖学特論	2	
	実験動物学特論	2	
	動物生体防御学特論	2	
	分子生理機能学特別演習	4	
	動物生殖学特別演習	4	
	実験動物学特別演習	4	
	動物生体防御学特別演習	4	
	分子生理機能学特別研究	8	
	動物生殖学特別研究	8	
生命共生社会システム学	実験動物学特別研究	8	
	動物生体防御学特別研究	8	
	食料自然動物共生学特論	2	
	動物システム経営学特論	2	
	フードシステム学特論	2	
	食料自然動物共生学特別演習	4	
	動物システム経営学特別演習	4	
	フードシステム学特別演習	4	
動物資源 生産科学	食料自然動物共生学特別研究	8	
	動物システム経営学特別研究	8	
	フードシステム学特別研究	8	
	動物栄養科学特論	2	
	動物生産化学特論	2	
	動物資源利用学特論	2	
	動物遺伝育種学特論	2	
	動物栄養科学特別演習	4	
	動物生産化学特別演習	4	
	動物資源利用学特別演習	4	
食品基礎科学	動物遺伝育種学特別演習	4	
	動物栄養科学特別研究	8	
	動物生産化学特別研究	8	
	動物資源利用学特別研究	8	
	動物遺伝育種学特別研究	8	
	食品化学特論	2	
	食品生化学特論	2	
	バイオテクノロジー特論	2	
	食品安全学特論	2	
	食品化学特別演習	4	
食品機能開発学	食品生化学特別演習	4	
	バイオテクノロジー特別演習	4	
	食品安全学特別演習	4	
	食品化学特別研究	8	
	食品生化学特別研究	8	
	バイオテクノロジー特別研究	8	
	食品安全学特別研究	8	
	食品機能学特論	2	
	食品微生物機能学特論	2	
	食品物性機能学特論	2	
食品機能開発学	食品機能学特別演習	4	
	食品微生物機能学特別演習	4	
	食品物性機能学特別演習	4	
	食品機能学特別研究	8	
	食品微生物機能学特別研究	8	
	食品物性機能学特別研究	8	
	食品機能学特別研究	8	
	食品物性機能学特別研究	8	
共 通	特 別 講 義	4	

履修上の注意

1. 原則として、必修科目は指導教員の特論2単位、特別演習4単位、特別研究8単位、特別講義4単位の計18単位とする。また、選択科目はその他の特論、特別演習から12単位以上を履修し、必修科目と選択科目を合計して30単位以上を履修しなければならない。
2. 複数の授業科目を履修する場合は、必ず指導教員の指示によるものとする。
3. 特論、演習、特別研究には、通常学年の区別は設けない。

別表5 大学院研究科応用生命科学専攻博士後期課程授業科目及び単位数

専門分野	授業科目	単位数	備 考
応用生命科学分野	動物資源生産科学特別演習	4	
	動物機能学特別演習	4	
	食品機能開発学特別演習	4	
	応用食品化学特別演習	4	
	生命共生社会システム学特別演習	4	
	動物資源生産科学特別研究	8	
	動物機能学特別研究	8	
	食品機能開発学特別研究	8	
	応用食品化学特別研究	8	
	生命共生社会システム学特別研究	8	

履修上の注意

1. 指導教員の担当する特別演習4単位及び特別研究8単位、計12単位を必修とする。
2. 他の特別演習を履修する場合は、必ず指導教員の指示によるものとする。
3. 必修12単位は2年次までに修得し、3年次には博士論文作成に集中することが望ましい。